

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		市町村合併の推進			担当部局名		自治行政局合併推進課		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		市町村合併により、市町村の規模・能力の拡大を図ることによって、市町村が住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが可能							
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度(見込)	
		(1) 市町村数			H17年度	3,132	2,521	1,822	
		(2) 合併協議会の設置数(※) (合併市町村の数)			H17年度	540 (30)	521 (231)	- (308)	
		(3) 人口規模別市町村数			H17年度	別紙	別紙	別紙	
		※ 「(2) 合併協議会の設置数」は、合併の実現に伴い減少しているため、参考として合併市町村数(元々合併協議会を設置していたが、合併により解散し、本指標の対象外となっている合併の枠組みの数)を付記した							
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		14年度	15年度	16年度		
		(1) 市町村合併推進体制整備費補助金	ア 合併準備補助金 法定協議会を構成する市町村が実施する市町村の合併の準備にかかる事業に対して交付		2,134百万円(428件)	6,453百万円(1,308件)	3,138百万円(645件)		
			イ 合併市町村補助金 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費に対して補助		2,433百万円(9件)	4,305百万円(24件)	22,368百万円(134件)		
	(2) 合併シンポジウム	全国を6ブロックに分割し、「市町村合併をともに考えるリレーシンポジウム」を5月から8月にかけて開催。		297百万円(47ヶ所)	269百万円(10ヶ所)	217百万円(6ヶ所)			
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要						
		(1) 合併三法の成立	旧合併特例法の一部改正による1年間の経過措置規定、合併新法による旧合併特例法失効後の新たな市町村合併の推進方策の規定、地方自治法の一部改正による地域自治区制度の規定等を内容とする合併三法が国会で成立						
		(2) 合併三法関連政省令・規則の制定	合併三法の関連政省令・規則の制定						
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要						
		(1) 市町村合併支援本部	政府全体で連携し、「市町村合併支援プラン」として合併のための支援策を80項目実施。また、旧合併特例法の経過措置規定に対応し、市町村合併支援プランの適用についても同様の扱いとする旨本部決定						
		(2) 総務省合併推進本部	H15年度に設置された「市町村合併相談センター」を活用し、多数の合併相談に対応						
	(3) 総務省ホームページにおける情報提供	総務省のホームページに「合併相談コーナー」を設け、合併の必要性、メリットや、最新の合併の動き等について迅速に情報提供							
(業務改善への取組状況)		合併シンポジウム(特に地方開催分)については、旧合併特例法の期限が迫っていたこともあり、開催時期を前倒しすることにより、シンポジウム開催の啓発効果を旧法期限内(16年度中)の合併申請に結び付けられるようにした。							
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況)					予	制	情	
	今後も引き続き4月より施行された合併新法に基づいて市町村合併を推進していくこととされているが、総務大臣による基本指針の策定、合併新法下における合併支援策の検討等が必要					予	制	情	
旧合併特例法下で合併した市町村に対し、市町村合併支援プラン等に基づき、当該市町村の要望を踏まえた新しいまちづくりを着実に支援する必要がある					予	制	情		

『平成17年度施策実施状況調書』

本施策に関する 専門家の意見等	<p>(1) 第27次地方制度調査会 旧合併特例法期限内においてできるだけ市町村合併の成果を上げる必要があり、また旧法期限後においても引き続き一定期間市町村合併を推進する必要がある旨答申(H15.11)</p> <p>(2) 合併新法指針検討会 合併新法に基づいて総務大臣より発出する基本指針の内容を検討するにあたり、以下の者の意見を聴取(H17.1~2)</p> <ul style="list-style-type: none">・横道清孝氏(政策研究大学院大学教授)・小嶋一誠氏(熊本県市町村合併推進室長)・森周一氏(徳島県地域振興局長)・松尾肇氏(徳島県佐那河内村長)・上原昭氏(沖縄県企画開発部地域・離島振興局長)
本施策に関する 主な資料	<p>(1) 合併特例法(旧法)による合併の状況(平成17年4月14日付け報道資料) http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050414_3.html</p> <p>(2) 合併相談コーナー http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html</p>